

## 第2節 交通の維持復旧

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告 2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去(廃棄又は保管) 3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮 4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	都市整備室 土木維持管理室 西日本旅客鉄道(株) 泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株) 南海バス(株)

### 第1 計画の方針

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 第2 交通の安全確保

#### 1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

#### 2 各施設管理者における対応

##### (1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社)

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

##### (2) 道路施設(市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)

ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

### 第3 交通の機能確保

#### 1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

#### 2 各施設管理者における復旧

##### (1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

##### (2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含

む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

#### 第4 西日本旅客鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害時において、JR西日本阪和線の線路及び車両の保全を図り、旅客輸送の円滑化に努め、公共輸送機能を維持する。

##### 1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、西日本旅客鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 災害等によりJR西日本旅客鉄道線路が不通になった場合は、JR西日本の各部局を動員するほか、防災関係機関に協力を求め、早期復旧を図る。路線の復旧に長時間を要すると認める場合は、振替え輸送又は自動車による代行輸送等を行う。

(2) 防災関係機関より要請を受けた場合は、救助物資及び救援物資の輸送に努める。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。

#### 第5 泉北高速鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害発生時においては、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに速やかに被害の復旧にあたる。

##### 1 災害応急対策

災害が発生し、又は予想される場合の応急処理及び復旧体制については、泉北高速鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 風水害等災害発生が予想される場合は事前配備体制をとり、気象情報等の収集、関係機関への連絡、諸設備の点検等を実施する。風水害時、地震発生時等は、列車の運転を見合わせる等の運転規制を行う。

(2) 災害による非常事態発生時は旅客の救急救護を最優先とし、列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは振替輸送又は代行輸送を実施のうえ、速やかな応急復旧を図る。

(3) 災害が発生した時は、監督官庁及び自治体等へ報告し、必要と認めたときは警察署、消防署等の関係機関へ通報する。

#### 第6 南海バス株式会社施設災害応急対策計画

災害時におけるバス路線及びバス施設の保全を図り、旅客の輸送の円滑化に努め、公共輸送機関としての機能を維持する。

##### 1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、南海バス株式会社営業部の災害対策規程等に基づき実施する。

(1) 災害時においてバス路線が不通になった場合は、状況により迂回路による変更路線を選定し、旅客輸送の確保を図るほか、隣接営業所との相互救援体制により代行輸送を行う。

(2) 気象予警報等が発令された場合には、異常気象時における処置要領に基づき、旅客輸送の安全確保について万全を期する。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。